



COPYTRACK GmbH ケース提出における利用規約

この利用規約（以下「利用規約」）は、無断使用に対するケース提出に係る契約を規定していません（業務取引契約）。

1. 用語の定義

1.1 「著作権者」とは、本規約における画像の権利所有者であり COPYTRACK の顧客を指します。

1.2 本規約における「画像」とは、著作権がある写真、写真作品、グラフィック、イラストレーション、絵画、図的記述のことであり、著作権法に基づき、著作権者が独占的に著作権または使用权を保持しているものを指します。

1.3 本規約における「画像の権利」とは、画像を物理的、非物理的な形式で画像を使用する著作権者の独占的権利、特に広告目的、および他の商業目的（例：画像、データキャリア、雑誌など）および私的目的で画像およびイラストレーションを使用する権利、データ記憶媒体で複製および配布する権利（例：CD-ROM、DVD、DVD-ROM 等）、インターネット上で画像をアップロードおよびダウンロードする権利（パブリックアクセス権）、画像を編集してそれらを文章や他の画像と組み合わせる権利、その他の権利、特に契約上の権利として著作権者が画像の無断使用から生じた損害賠償および/または差止請求を主張することができる権利も同様に指します。

1.4 本規約における「画像の無断使用者」とは、必要な権利を保有する事なく、意図的または過失的に、インターネット上またはそれ以外の方法で、著作権者の画像を使用する者を指します。

1.5 本規約における「COPYTRACK 画像検索エンジン」とは、ウェブサイト上の画像のコピーや公開を見つける COPYTRACK のソフトウェアです。

1.6 本規約における「COPYTRACK アプリ」とは、COPYTRACK プラットフォームを介してアクセス可能なユーザープラットフォームであり、それを介してユーザーは自らのユーザーアカウントを閲覧し、画像をアップロードし、COPYTRACK 画像検索エンジンの結果を閲覧し、ライセンスの提案をすることができます。

1.7 本規約における「COPYTRACK サービス」とは、COPYTRACK が提供する全てのサービス、特に COPYTRACK プラットフォーム、COPYTRACK アプリ、COPYTRACK 画像検索エンジン、ケース提出の事を指します。

2. 適用範囲

2.1 COPYTRACK の提案は消費者、起業家、法人、企業、公法人を対象としています。

2.2 本規約は COPYTRACK の全ての取引関係者に適用されるものとします。たとえ COPYTRACK が個々のケースに別途異議を唱えなかったとしても、契約者の規約は適用されないものとします。



3. サービス、製品の説明

3.1 COPYTRACK 画像検索エンジンを使用し、著作権者はインターネット上で自分が権利を保有している画像使用を見つけることができます。使用状況は COPYTRACK アプリで表示されます。著作権者が、COPYTRACK によって発見された使用状況のいずれかが無断使用だと判断した場合、著作権者は、COPYTRACK に事後ライセンス提案を依頼する事ができます。

3.2 COPYTRACK はまず無断使用者に、著作権者が設定したライセンス料のライセンス契約を締結するための提案をケース提出後に行います（事後ライセンス）。ライセンス料は画像の詳細な使用状況を考慮し、著作権者と第三者が種別や範囲の点で同等の用途であることを合理的に合意できるであろう金額に相当します（ライセンスアナロジー）。無断使用者がその提案を受け入れ必要なライセンス料を支払うと、COPYTRACK は無断使用者に画像の無断使用が行われた無断使用者のウェブサイト上で、著作権者の名前表示義務を負う事無く、画像の複製および一般公開をするための、独占権のない、空間的に無制限な、内容的、時間的に制限された、サブライセンスすることのできない譲渡不可能なライセンスを付与します。COPYTRACK の知見により、ライセンスは無断使用が初めて発生した時点から始まります。ライセンス範囲は、画像利用者利用規約に明示されています。

3.3 無断使用者とのライセンス契約が締結されなかった場合、COPYTRACK は自らの裁量で自費で、原則としてライセンスアナロジーに従って、それぞれの法的および事実状況に従って計算された合理的な金額を提示し、画像の無断使用者に対して、特に差止請求および情報請求など可能な限りのさらなる手続きが行われます。COPYTRACK が著作権者自身による権利行使がより適切かつ/または見込みがあると考慮した場合、またはこれが法的に要求される場合、COPYTRACK は著作権者に代わって法的権利行使の手続き費用を負担する提案を著作権者に提示（法的費用負担契約）、または著作権者による権利行使が著作権者にとって経済的リスクを表すものではないことを保証する第三者からの同等の契約（費用リスク補償）が提示されます。その費用補償の規定は、別途契約の対象となります。損害賠償を請求するか、またその方法は、COPYTRACK により決定されます。

3.4 COPYTRACK は確かな成功を保証しません。著作権者は、画像の無断使用のケースにおいて、ライセンス料提案の成功や無断使用者による支払いの実現は、所定の適切な手続きや様々な要因によるものであり、COPYTRACK が影響を及ぼせないものと言うことを認識しているものとします。COPYTRACK はライセンス料提案の成功、また支払額を一切保証しません。更に、支払いの成功は画像の無断使用者の支払能力にも依存します。この環境的要因は COPYTRACK が影響を及ぼすことの出来ないものです。COPYTRACK は、COPYTRACK が強行的に適用を受けるその他の法令により禁止されるサービスを提供しないことができます。

3.5 COPYTRACK は適切であると判断した場合、または迅速な合意を得られると判断した場合、法的、事後的、経済的な理由から、当初決定した金額を得られない場合、自らの裁量で、著作権者が決定した金額を変更、またライセンスの支払いの減額を規定する契約を締結することができます。同じ条件が、無断使用者に対する過去使用料支払い

にも適用されます。COPYTRACK は画像の無断使用者と分割払い契約を締結することができます。

4. 契約締結

4.1 COPYTRACK 画像検索で見つかり、COPYTRACK アプリに表示されたケースは、著作権者の依頼（取引契約）をするための契約締結の提案に過ぎず、COPYTRACK からの法的拘束力のある提案ではありません。



4.2 著作権者がライセンス提案するための COPYTRACK への依頼は、それぞれの画像を選択し、「同意してケース提出」ボタンをクリックし、COPYTRACK プラットフォームで要求されたデータを完全に入力すると開始する事ができます。最終的な契約締結の前に、著作権者は入力したデータが正しいか確認し、ブラウザの「戻る」ボタンを使用し修正する事もできます。そして「同意してケース提出」をクリックすることにより、著作権者は取引契約を締結するために COPYTRACK に法的拘束力のあるケースを提出することになります。COPYTRACK にケースが提出された場合のみ無断使用のスクリーンショットが撮られ、それ以前に COPYTRACK は一切証拠を保存することはありません。

4.3 COPYTRACK アプリに表示されるケース状況が「進行中」に変更されることにより、画像無断使用者への事後ライセンス提案、または画像無断使用者に対するライセンスや過去使用料支払いの提案に関する著作権者の依頼を受け入れ、効果的で法的拘束力のある契約が成立します。

4.4 COPYTRACK は取引契約を締結するために著作権者のすべての提案を受け入れる義務はありません。COPYTRACK は、特に実際の状況、法的な、または経済的な理由を鑑みて提案の成功の見通しが低い場合は、提案を拒否することができます。

5. 依頼/使用権

5.1 著作権者は回収を目的に COPYTRACK に画像の無断使用の対応（主およびそれに付随するもの）を COPYTRACK に依頼します。COPYTRACK はその依頼を受け入れるものとします。COPYTRACK は依頼を開示し、無断使用者に対して画像の無断使用と同様に著作権者を通知することができます。

5.2 COPYTRACK は無断使用された画像の事後ライセンスを締結、それに対応するライセンスの支払いを依頼、要求することができます。この目的のために著作権者は COPYTRACK に、契約期間中、無断使用された画像に対して、独占権のない、世界的に有効な、サブライセンス可能な、譲渡可能な使用権を付与します。著作権者は、著者や情報源の省略から生じる COPYTRACK 及び COPYTRACK ライセンシーに対しての主張を免除するものとします。

6. COPYTRACK による法的措置

6.1 COPYTRACK は、第三者（回収会社、弁護士など）による合理的な裁量で、無断使用者からの支払いの実現に適切な支払い、および/または事後ライセンスや過去使用料の支払いを提案することができます。COPYTRACK は著作権者のために支払いを収受することができます。

6.2 COPYTRACK は著作権者の依頼を遂行するため、または著作権者の法的地位を強化するため、適切または必要なすべての手続きを実施します。これは特に著作権者に代わって、公共および私用の著作権登録における著作権者の画像権利の登録が含まれます。

6.3 別途合意がない限り COPYTRACK は依頼された範囲内で手続きを行い、法的リスクを負うものとします。COPYTRACK は理由を述べることなく、いつでも自由に法的または法定外の対応を終結させることができます。

7. 顧客からのケース依頼/再依頼

7.1 COPYTRACK が著作権者の本名での請求がより見込みが高いと考え、かつ著作権者が COPYTRACK に法的費用負担契約または条項 3.3 に従い COPYTRACK に関連する第三者の費用



リスク補償を締結する COPYTRACK の提案を受け入れ、COPYTRACK が協力パートナーにその権利行使を委任した場合、COPYTRACK は条項 5.1 に従ったケースを著作権者に譲渡するものとします。著作権者はその委任を受け入れるものとします。

7.2 COPYTRACK が著作権者の本名での請求がより見込みがあると考え、またはこれが法的に必要とされ、かつ著作権者が法的費用負担契約または費用リスク補償を締結する COPYTRACK の提案、または条項 3.3 に従った COPYTRACK に関連する第三者を承諾しない場合、COPYTRACK は著作権者の主張を COPYTRACK の名前で請求し続けるか、著作権者との取引契約を予告なしに終了するかを選択できます。COPYTRACK が契約を解除した場合、COPYTRACK は条項 5.1 に従ってケースを著作権者に委任し戻します。著作権者はこの委任に同意するものとします。さらにこの場合 COPYTRACK はそれまでに発生した費用を補償するため、画像の無断使用者に対して提案された金額の 45%を請求する権利があります。これは COPYTRACK が COPYTRACK アプリでケースを閉じる場合のキャンセルに相当します。

7.3 COPYTRACK が条項 7.2 に従い取引契約を終結した場合、条項 7.2 条に記載された費用の一括払いの支払いと引き換えに COPYTRACK は要求に応じて電子形式での使用証明、特に無断転載のウェブサイト上での写真使用のスクリーンショットを著作権者に提供します。COPYTRACK または COPYTRACK から委任を受けた第三者が、画像の無断使用者とやりとりした書類の引き渡しに関する著作権者のさらなる要求は受け入れられません。著作権者が法的措置のためにそれらを必要とすることを証明できる場合、COPYTRACK は書類を著作権者に引き渡す権利を有します。

8. 報酬（成功報酬）/回収した金額の支払い

8.1 COPYTRACK は支払いの合意された割合で、サービスに対して結果に基づく成功報酬手数料（以下「成功報酬」）を受け取るものとします。成功報酬の計算基準は画像の無断使用者によるライセンス支払い又は、過去使用料として支払われた金額から手続き、特に弁護士依頼費用、法律サービスプロバイダー、外部の債権回収サービスプロバイダー、画像の無断使用者が負担しない限りにおいて、信用機関および裁判所および差し押さえ費用、ならびに画像の権利を登録するための費用および（銀行）取引手数料に要した費用を差し引いた金額です。手続き費用が無断使用者が支払った金額を超える場合、COPYTRACK は超過費用を負担するものとします。この場合、著作権者は無断使用から受領した支払いの支払いはないものとします。無断使用者が特定の事情で支払わなかった場合、COPYTRACK は発生した費用を解決するために受領した支払いを使用する権利があります。

8.2 本規約に従って COPYTRACK によりサービスが提供された場合、成功報酬は支払いが完全に又は一部が著作権者に支払われた場合、その他の方法で請求された場合でも有効なものとなります。著作権者は、反訴が合法的に確立されているか COPYTRACK によって争われていない場合にのみ、COPYTRACK に対する成功報酬を相殺する権利を有するものとします。

8.3 手数料の金額は、ライセンス提案が成功した手段によって決定されます。COPYTRACK は以下の通りに割合を計算します。割合は累積しないものとします。

- 事後ライセンス手数料: 45%
- 任意回収による手数料: 45%
- 裁判外で弁護士による損害賠償請求の手数料[2]: 45%
- 裁判での損害賠償請求による手数料[2]: 45%

[1] 日本国内での無断使用のケースの任意回収は行っておりません。



[2] 日本国内での無断使用のケースの損害賠償請求は協力弁護士の裁量によります。

8.4 COPYTRACK により当初の提案が実現されず支払いの一部のみがされた場合、COPYTRACK は一部の支払われた金額から成功報酬の手数料を計算します。

8.5 COPYTRACK が受け取った支払いから著作権者が直接依頼した成功報酬を控除する権利を有し、§367BGB がそれに応じて適用されます。COPYTRACK 自体または法的費用負担契約の範囲内で著作権者から依頼を受けた第三者は、著作権者との和解を目的で画像の無断使用者から受領した支払いを、COPYTRACK に直接払うことができます。

8.6 成功報酬は、画像の無断使用者にライセンス料は過去使用料として支払われた画像の無断使用者から受領した金額の支払いをもって行われます。この金額は、分割払い契約の最後の支払いが完全に行われた際に著作権者に支払われます。法的、経済的、実際の状況から完全な支払いが見込めない場合、COPYTRACK は残り分の破棄を申告することができます。

8.7 著作権者への最終報告および支払いは、COPYTRACK が必要な全ての書類を受領するとすぐに行う義務があります。これは特に SEPA システムへの口座接続に適用されます。著作権者が自分の口座情報を提供しなかった、または間違って提供した結果として発生した費用は全て著作権者が負担するものとします。

9. 利息、リマインダー手数料

9.1 主およびそれに付随するケース依頼後に発生した利息およびリマインダー手数料は COPYTRACK が負担し、著作権者には支払われません。これらは手数料の計算には使用されません。

9.2 主およびそれに付随するケース依頼前に発生した可能性のある利息およびリマインダー手数料は、無断使用に対して COPYTRACK が請求することはありません。

10. 著作権者の義務

10.1 著作権者は、ケースの進行において必要な範囲で協力すること、特に遅滞なく全ての必要な情報を提供すること、および依頼の提示に必要な理由および金額に対して必要な書類を利用可能とする義務があります。これは特に黒塗りされていない請求書、価格表などの著作権者が通常ライセンスしている金額の証拠、著作権者が第三者から写真の権利を譲渡されている場合は一連の権利の証拠が該当します。ケース進行に必須である限り、COPYTRACK は法廷で証人として顧客の名前を挙げるすることができます。

10.2 著作権者は COPYTRACK から要求された書類を直ちに提供する義務があります。特にこれは COPYTRACK への依頼、特定ケースの依頼確認および著者の確認、著作権者の確認が含まれ、原文が必要です。COPYTRACK はこれらの資料を顧客アカウントに保存され

ている E メールアドレスに著作権者に E メールで送信します。著作権者が原作者などの第三者から権利を得ている状況の場合、法的措置に適した元著作権者による書面での宣言形式で COPYTRACK へ一連の証拠を提供する義務が著作権者に発生します。

10.3 著作権者が COPYTRACK からの最初の書面による要求（E メール、COPYTRACK アプリ、FAX）から 28 日以内に条項 10.1 と 10.2 に記載された義務に応じなかった場合、COPYTRACK は著作権者との取引契約を通知なく終結することができます。COPYTRACK アプリで COPYTRACK がケースをクローズする場合はキャンセルに相当します。COPYTRACK が契約を



終結した場合、COPYTRACK は条項 5.1 に従ってケースを著作権者に権利を戻します。さらにこの場合、COPYTRACK はそれまでに発生した費用を補償するため、画像の無断使用者に対して請求された金額の 45% を請求する権利があります。COPYTRACK による費用の補償と損害のさらなる請求は影響を受けないものとします。

10.4 COPYTRACK が条項 10.3 に従いケースを中止した場合、著作権者は該当案件によって発生した法的、法定外費用に対して COPYTRACK を補償するものとします。

10.5 著作権者は、ケースを依頼するために COPYTRACK 画像検索で見つかった無断使用に関するいかなるケースもまず COPYTRACK に提案することに同意するものとします。COPYTRACK が取引契約の締結を拒否した場合に限り、著作権者は自らまたは第三者による請求権を有するものとします。

10.6 ケース提出前に、著作権者は事実的、法的な状況を慎重に確認することに同意するものとします。著作権者が知っていた、知っていたはずの理由、または著作権者にとって明確であった理由のためにケースをクローズしなければならない場合（例：有効なライセンスが存在し著作権者がこれを認識することができたなど）、COPYTRACK はそれまでに発生した費用を著作権者に請求する権利を有します。

11. 権利保障、賠償

11.1 著作権者は自分が画像の著作権者であり、取引契約の対象となる画像に第三者の権利がなく、特にデザイン権、商標権、個人的権利などの権利を侵害していないことを保証するものとします。

11.2 著作権者はケース提出時に提供された全ての情報、特に本人、画像、画像の販売経路、法的地位、画像を無断使用している人が真実であることを保証します。

11.3 著作権者は、条項 3.2 に従い自身の通常のライセンスプラクティスに関する情報が著作権者の知る限りにおいてであること、記載された金額は著作権者の通常のライセンスプラクティスに基づいていること、黒塗りされていない領収書、過去に使用したことがある価格表や利用規約など適切な証拠の提出を持って証明できることを保証することとします。著作権者の証明可能なライセンスプラクティスに対応しておらず高額過ぎた為に COPYTRACK が経済的損失を被った場合、この損失は著作権者によって補償されるものとします。著作権者のライセンスプラクティスがない場合、ケース提出前または提出時に COPYTRACK に通知するか、Mittelstandsgemeinschaft Foto-Marketing (MFM) の画像料金の金額以下の COPYTRACK が提供するライセンス表を使用した場合、前述の規約は適用されません。

11.4 著作権者が条項 11.1 から 11.3 により自身の義務に違反した場合、COPYTRACK は通知なく著作権者との取引契約を終結することができます。COPYTRACK が COPYTRACK アプ

リでケースをクローズする場合はキャンセルに相当します。COPYTRACK が契約を終結した場合、COPYTRACK はそれまでに発生した補償するため画像の無断使用者に対して請求された金額の 45% を請求する権利があります。さらに著作権者は、本件に関して COPYTRACK に発生するいかなる法的、法定外の費用に対しても COPYTRACK を補償します。COPYTRACK による費用の補償と損害のさらなる請求は影響を受けないものとします。

11.5 著作権者は COPYTRACK に対して、前述の保証の違反から COPYTRACK に対して発生する第三者からの全ての請求を免除します。この場合、著作権者は第三者による請求の結果として COPYTRACK が被った全ての費用を負担するものとします。賠償費用には、法定額の裁判所および弁護士費用を含む適切な法的弁護費用も含まれます。



11.6 上記のような第三者による請求が発生した場合、著作権者は請求の審査と弁護のために必要となる可能性がある全ての情報を速やかに、誠実、かつ完全に提供する義務があります。

12. 取消権

お客様が消費者である場合、取り消す権利を有します。消費者とは自然人であり、主に彼らの商業的、又は独立した職業に起因しない目的のために取引を締結する者です。

キャンセルポリシー

取消権

あなたは 14 日以内であれば特別な理由なしに契約を解除する権利があります。取消期間は契約の締結日から 14 日以内です。取消権を行使する場合、あなたは明確に契約を取り消すという決定を記した声明(例えばメールや手紙)にて当社(COPYTRACK GmbH, Dresdener Straße 31, 10179 Berlin、電話:030-809332-900、Fax:030-809332-999、E メールアドレス:contact@copytrack.com)に通知する必要があります。

取消期間は、取消期間が終了する前に取消通知が送付された場合に有効であるとみなされます。

取消の結果

もしあなたがこの同意を取り消した場合、契約の取消通知を当社が受け取った日から 14 日以内に配送費(私たちが提案する最も好都合な通常の配送方法以外の配送方法によって発生した追加費用を除く)を含む全ての支払いをいたします。この返済について、あなたが明示的に異議を唱えない限り元の取引で使用したのと同じ支払い方法を使用します。この返済についていかなる場合においても当社はあなたに手数料を請求しないものとします。

もし取消期間中にサービスが開始されるように依頼した場合、あなたは本契約サービスに関して失効権利の行使を通知した時点で既に提供されているサービスの割合に相当する、契約サービスに提供された合計金額と比較して合理的な額を当社へ支払うものとします。

特別な指示

サービスが完全に提供されており、お客様の明示的な同意を得てサービス実施が開始され、本サービス実施前にあなたの認識を確認し、私たちが契約を完全に履行した時点で取消権は早期に失効します。

キャンセル用紙例

(本契約の取り消しをご希望の場合はこのフォームに記入して当社までご返送ください。)

COPYTRACK GmbH 宛, Dresdener Straße 31, 10179 Berlin, 電話: 030-809332-900, Fax: 030-809332-999, E メールアドレス: contact@copytrack.com

私/私達(*)はここに、私/私達(*)が購入した次の製品(*)/以下のサービス(*)の購入契約を撤回致します。

注文日(*)/納品日(*)

消費者の名前

消費者の住所



お客様の署名（書面での通知にのみ使用） 日付

(*) 必要に応じて削除してください。

キャンセルポリシー終了

13. 消費者紛争解決

COPYTRACK は原則として紛争解決委員会の前に紛争解決手続に参加する意志はなく、義務付けられていません。

14. 契約期間と終結

14.1 COPYTRACK との取引契約は、画像の無断使用者が事後ライセンスを取得して支払う、または無断使用に関する依頼を完全に履行し COPYTRACK の支払いが著作権者に行われる、または著作権者が条項 3.3 と 7.1 に従い自身の名前でケースに対応した場合に終結します。

14.2 COPYTRACK は理由の通知や通知期間に従うことなく、書面による宣言でいつでも契約を終結する権利を有します (§126bBGB)。これは特に依頼されたケースが法的、事実に、経済的な理由で合理的に進行できない場合に該当します。COPYTRACK アプリで COPYTRACK がケースをクローズする場合はキャンセルに相当します。

14.3 著作権者は、理由の通知なく、2 週間の通知期間で、書面による宣言でいつでも契約を終結する権利を有します (§126bBGB)。解約時には契約の条項 8.3 に従い、ケースごとに過去使用料やライセンス費用に基づき計算された費用の補償が支払われるべきものとしします。特に COPYTRACK が既に法的、法定外で対応をしている場合、顧客のケースの事後ライセンスまたは過去使用料の主張の結果、または契約終結の結果、COPYTRACK に発生した全ての費用は、顧客が補償するものとしします。

14.4 契約関係は、COPYTRACK と同様に著作権者によっても即時効果でいつでも正当な理由により終結することができます。COPYTRACK は特に、著作権者が条項 10、11、15 においての責任と義務に不当に違反した場合、正当な理由で終結する権利を有します。

15. COPYTRACK 単独による対応、複数依頼、誓約

15.1 著作権者は COPYTRACK へ依頼中に、第三者に事後ライセンス契約、友好的な和解の依頼、同じ無断使用から発生した請求の実施、無断使用者との直接交渉、事後ライセンス契約の締結、画像の無断使用に対する請求、友好的な和解をしないものとしします。

15.2 条項 15.1 に従い著作権者がその義務に違反した場合、COPYTRACK は通知なしに著作権者との取引契約を終結する権利があります。COPYTRACK アプリで COPYTRACK がケースをクローズする場合はキャンセルに相当します。COPYTRACK が契約を終結時、COPYTRACK は条項 5.1 に従ってケースを著作権者に依頼を戻します。この場合、COPYTRACK はそれまでに発生した費用を補償する為に、画像の無断使用者に対して請求された金額の 45%を請求する権利があります。さらに著作権者は、本件に関して COPYTRACK に発生するいかなる法的、法定外の費用に対しても COPYTRACK を補償します。COPYTRACK による費用の補償と損害のさらなる請求は、影響を受けないものとしします。著作権者は、契約の範囲内で COPYTRACK が被った第三者の全ての請求から COPYTRACK を補償します。



15.3 著作権者は、COPYTRACK の書面による同意なしに、COPYTRACK が依頼された画像の無断使用に対する対応を第三者に依頼、誓約しないことが義務付けられています。

16. 賠償責任

16.1 COPYTRACK は、故意または重大な過失によって損害が生じた場合には、制限なく責任を負うものとします。

16.2 COPYTRACK が重大な義務に違反し、契約の目的の達成を脅かす場合、または COPYTRACK の履行により契約を適切に履行するための義務に違反し、かつユーザーがこれら義務（基本的義務）を常に遵守している場合、COPYTRACK は軽度な過失のみに対して責任を負うものとします。ただし COPYTRACK は、予測可能な契約上の損害に対してのみ責任を負います。

16.3 前記責任に対する制限は、生命、身体、健康に対する被害の場合には適用されません。

16.4 COPYTRACK の責任が除外または制限されている限り、これは COPYTRACK の従業員、代表者、代理人、代理店にも適用されるものとします。

17. 最終条項

17.1 国際物品売買契約に関する国連条約を除いたドイツ連邦共和国法のみが適用されます。

17.2 電子取引により COPYTRACK と締結された契約は、契約の締結後は保存されず、契約者はアクセスすることができません。

17.3 COPYTRACK と法律または法律に定められた特殊資産に準拠する個人、会社、法人であるユーザー間での契約から生じる、または契約に関連して生じた紛争に対する管轄裁判所は、COPYTRACK のビジネス拠点であるベルリンとします。

17.4 COPYTRACK は、法的状況の変更、最高裁判所または市場状況により必要に応じて、本規約を変更する権利を有します。新しい規約の意図された有効性、およびユーザーが新しい規約の有効性に異議を申し立てる権利のため、COPYTRACK は効力発生 of の少なくとも 4 週間前に契約締結先に変更された規約を E メールにて送付します。この期間内に契約者が新しい規約の有効性に異議を唱えない場合、又は変更された規約が有効となった後に COPYTRACK サービスにログインした場合、新しい規約は承認されたものと見なされます。COPYTRACK は、4 週間の期間の重要性、異議の権利、および沈黙の法的帰結を適切な方法でユーザーに通知をします。

17.5 本規約の改訂および追加はテキスト形式で行う必要があります (§126b BGB)。

17.6 契約言語はドイツ語です。もし契約者との契約が別の言語でなされ、その翻訳に齟齬がある場合ドイツ語版を優先します。

取引日: 2020 年 5 月